

日南町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成 2 7 年 3 月

日南町通学路安全対策推進会議

目 次

1. プログラムの目的

2. プログラムの推進体制

[日南町通学路安全対策推進会議の設置]

3. 取組方針

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]

(1) 基本的な考え方

(2) 合同点検の実施

(3) 対策の検討

(4) 対策の実施

(5) 対策効果の把握

(6) 対策の改善・充実

4. 対策箇所一覧表・箇所図の公表

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省より都道府県教育委員会に対して「通学路の安全確保について（依頼）」がありました。また、同年5月には、全ての公立小学校等の通学路の点検及び学校、警察、道路管理者の連携による危険箇所への緊急合同点検の実施、安全対策の検討・実施による通学路の交通安全確保の徹底を図る旨の依頼がありました。

これらを受け、本町では、平成24年8月に小・中学校の通学路において、関係諸機関と連携した緊急合同点検を実施し、各危険箇所の対策について検討し、安全対策を講じてきたところです。

さらに、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「日南町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関との連携により専門的知見も踏まえながら、通学路における効果的・効率的な交通安全対策の検討・実施をすすめ、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ってまいります。

2. プログラムの推進体制

小・中学校、町教育委員会、町、県、国、道路管理者、警察等の関係機関が連携を図りながら、交通安全対策を着実に推進するために、以下をメンバーとする「日南町通学路安全対策推進会議」を設置しています。

本プログラムは、この会議で議論し策定したものです。

機関名	主な役割
日南町 教育課（教育委員会事務局）	学校教育全般（児童生徒への指導） 家庭教育全般、地域の実態把握
日南小学校教職員代表	
日南中学校教職員代表	
日南小学校PTA代表	
日南中学校PTA代表	
日南町 建設課	道路施設全般（設置・管理等）
日南町 企画課	町営バス運行・管理
日南町 総務課	町交通安全指導
黒坂警察署	交通安全指導・啓発活動
西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局 （国土交通省倉吉河川国道事務所）	道路施設全般（設置・管理等）

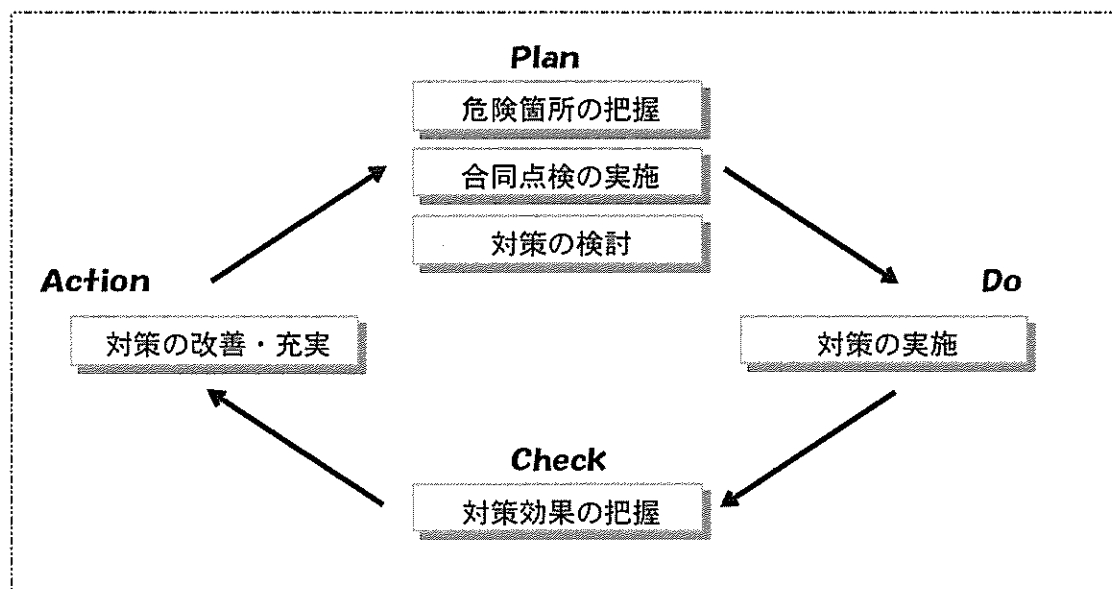
※別に「日南町通学路安全対策推進会議設置要綱」を定める。

3. 取組方針

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]

(1) 基本的な考え方

- 通学路の安全を確保するために、緊急合同点検後も町内通学路の危険箇所の把握に努め、継続的に合同点検を行います。
- 通学路の安全確保対策後の効果把握も検証し、対策の改善・充実を図ります。
- これらの取り組みを、PDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 合同点検の実施

① 危険箇所の把握

小・中学校において、地域の実情に合わせて教職員、児童生徒、PTA役員、保護者による通学路の調査等を行い、現状を把握します。

② 対策実施箇所の検討

調査の結果から、合同点検が必要である箇所、改善が必要である箇所を整理し、合同点検に向けた課題の共有を行います。

③ 合同点検の実施内容

ア 実施回数・時期

毎年1回、実施時期は7～8月を基本とします。

イ 点検の内容

通学路としての危険度、対応の必要性を現場で確認し、対応案の検討を行います。

ウ 点検の体制

「日南町通学路安全対策推進会議」のメンバーを基本とします。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道の設置や道路の拡幅等のハード対策及び交通規制や交通安全教育等のソフト対策の具体的な内容を検討します。

また、長期的な対策が必要な箇所においては、暫定的な対応も含め、計画的に対策が講じられるように検討を加えていきます。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう教育委員会、学校、関係部署が連携を図りながら進めます。

また、保護者や地元の理解や協力を得ながら、これまでの対策状況や危険の状況などを鑑み、計画的に対策を実施します。

(5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するために、学校関係者、児童生徒、保護者等への聴き取りやアンケートなどの調査を適宜行い、対策実施前後の効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 対策箇所一覧表・箇所図の公表

合同点検による点検結果や対策内容については、関係機関において情報・認識共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、学校等へ通知するとともに、必要な情報をホームページ等で公表することとします。

- 【別添資料】 資料① 日南町通学路交通安全対策一覧表
資料② 対策箇所図（写真）
資料③ 通学路・バス路線図

日南町通学路交通安全対策一覧表

平成26年9月19日現在

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体	対策年度
1	町道 日南中学校線	バセオバスロータリー (日南町霞)	バス進入の際の安全確保 (歩車区分)	・ポラシティアによる見守り ・コーンの設置 ・橋梁工事(未定)に合わせて 改良工事を実施	日南町	H25
2	町道 日南中学校線	北の原橋 (日南町霞)	登下校時の歩道の確保 (道幅が狭い)	・ポラシティアによる見守り ・橋梁工事(未定)に合わせて 改良工事を実施	日南町	H25
3	町道 田の原線	ガード下 (日南町生山)	道幅が狭い	・拡幅工事を完了	日南町	H25
4	県道 花口石見線	松本地内 (日南町下石見)	見通しが悪い 取付町道視距不良	・減速マーク、ゼブラハッチに よる車線中央への車両誘導措 置(県) ・カーブミラーの設置(町)	鳥取県	H24
5	国道183号	下三栄バス停前 (日南町三栄)	見通しが悪い 横断歩道視距不良	・支障立木剪定(県・地元) ・減速マーク(県) ・支障標識移設(警察) ・ストップマーク(町：H24)	鳥取県	H25
6	国道183号	新屋内方バス停下も	歩道なし 路肩狭小	・歩道新設	鳥取県	H25
7						
8						
9						

日南町通学路安全対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 日南町の小中学校における通学路の交通安全の確保を図るため、日南町通学路安全対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所に対する対策に関する協議を行うこと。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全対策として必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下「委員」という。）で組織する。

(役員)

第4条 推進会議には、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長は、日南町教育委員会事務局教育課長をもって充てる。

3 副委員長は、日南町教育委員会事務局学校教育室長をもって充てる。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認める場合は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、日南町教育委員会事務局学校教育室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年3月17日から適用する。

(別表)

機関名	主な役割
日南町 教育課（教育委員会事務局）	学校教育全般（児童生徒への指導） 家庭教育全般、地域の実態把握
日南小学校教職員代表	
日南中学校教職員代表	
日南小学校PTA代表	
日南中学校PTA代表	
日南町 建設課	道路施設全般（設置・管理等）
日南町 企画課	町営バス運行・管理
日南町 総務課	町交通安全指導
黒坂警察署	交通安全指導・啓発活動
西部総合事務所 日野振興センター 日野県土整備局 （国土交通省倉吉河川国道事務所）	道路施設全般（設置・管理等）